

国庫補助金等により地方公共団体等に設置造成された基金について

1 検査の背景

本院は、平成23年10月に「国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金について」を国会及び内閣に報告したところである。そして、その後、26年10月に、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令」(改正政令)が施行され、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令が改正され(改正後の施行令を「改正適正化令」)、これまで法令上明確でなかった基金事業の性質が規定されるとともに、^(注)「基金造成費補助金等の活用に関する指針について」(指針)において、各府省は基金造成費補助金等によることなく対応することが可能か不斷に検討することや、基金の額が過大であるか否かについて不斷に確認することとされた。

(注) 基金造成費補助金等 補助事業者等が基金事業の財源として設置造成する基金に充てる資金として各省各庁の長が交付する国庫補助金等

2 検査の着眼点

本院は、①地方公共団体等に設置造成された基金の基金数、基金保有額等はどのような状況となっているか、②事業が基金事業の性質に該当するものとなっているか、公表に係る規定が適切に整備されているかなど、改正適正化令の適用状況等はどのようにになっているか、③基金規模はどのような状況となっているか、基金規模の確認は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

3 検査の状況

(1) 地方公共団体等に設置造成された基金の推移等

国庫補助金等により地方公共団体等に設置造成された基金のうち、24年度から28年度までに存在した3,918基金についてみると、基金数は、24年度末計2,038基金、28年度末計1,578基金、基金保有額は、24年度末計2兆1684億円(国庫補助金等相当額計1兆8849億円)、28年度末計1兆0757億円(同計7005億円)となっており、28年度末における基金数は対24年度末比で77.4%、同基金保有額は同49.6%(国庫補助金等相当額は同37.1%)と基金数及び基金保有額共に減少傾向となっている。

(2) 改正適正化令の適用状況等

改正適正化令(第4条第2項)は、改正政令の施行後に、基金を設置するために交付する基金造成費補助金等及び既存の基金に積増しを行うために交付する基金造成費補助金等を対象とするものであるが、指針においては、積増しを行わない基金も、補助事業者等と協議して、できる限り、交付要綱等に改正適正化令と同旨の内容を盛り込むよう努めるものとすることとなっている。

上記のような状況を踏まえると、改正政令の施行後に補助事業者等が基金を設置するため及び既存の基金に積増しを行うために交付される国庫補助金等(適用対象補助金)、改正政令の施行前に設置され、かつ、改正政令の施行後に積増しが行われていないなどの基金に係る国庫補助金等(適用対象外補助金)の別にかかわらず、交付の条件を交付要綱等に定めて、基金事業として実施することの必要性を不斷に検討すること、基金に関する情報の公表を適時適切に行うこと、基金規模の妥当性について不断に検討するとともに、基金の規模が過大であると認められる場合に国庫返納が適時適切に行われることなどが重要である。

前記の28年度末1,578基金のうち、岩手、宮城、福島各県等に設置造成された基金を除く基金(28年度末対象基金)1,463基金を設置造成するために交付された国庫補助金等70補助金を分類すると、適用対象補助金が26補助金(70補助金の37.1%、28年度末基金保有額6844億円)、適用対象外補助金が44補助金(同62.8%、同3211億円)となっており、28年度末において適用対象外補助金が6割強ある状況となっている。

ア 基金事業としての性質の該当性の状況等

上記の70補助金について、基金事業の性質を分類したところ、①不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業としているものが14補助金(70補助金の20.0%)、②資金の回収を見込んで貸付けなどを行う事業としているものが8補助金(同11.4%)、③事業の実施が他の事業の進

涉に依存する事業としているものが1補助金(同1.4%)となっていた。

一方、残りの47補助金(同67.1%)は、その他の事業となっており、これらについて、交付要綱等に定める事業の実施方法により分類したところ、a「地方公共団体等において基金事業又は国庫補助金等の交付を受けて単年度で実施する事業を事業内容により選択して実施することとしているもの」が19補助金(47補助金の40.4%)、b「基金事業のみにより実施することとしているもの」が28補助金(同59.5%)となっていた。

aの19補助金については、各府省は、地方公共団体等において実施されている事業が基金事業の性質に該当しているか、事業ごとに確認することが重要である。一方、bの28補助金については、各府省は、交付要綱等において基金事業とすることとした事業が基金事業の性質に該当しているか、国庫補助金等ごとに確認することが重要である。

そして、基金によることなく事業を実施することの可否について検討する必要があると考えられるものが、農林水産省において、2補助金(28年度末基金保有額429億円)見受けられた。

イ 基金の基本的事項の公表に係る規定の整備状況等

(ア) 規定の整備状況

前記の70補助金について、基金事業に係る運営及び管理に関する基本的事項として各省各庁の長が定めるもの(基本的事項)の公表に係る規定の整備状況についてみたところ、適用対象補助金26補助金(28年度末基金保有額6844億円)については、規定が整備されていなかったものが2補助金(26補助金の7.6%、同1414億円)見受けられた。

一方、適用対象外補助金44補助金(同3211億円)については、規定が整備されていなかったものは22補助金(44補助金の50.0%、同2371億円)となっており、適用対象補助金に比べて規定が整備されていたものの割合が低く、基金の設置造成時期の違いなどにより、規定の整備状況に差が生じている状況となっていた。

(イ) 基本的事項の公表状況等

基本的事項の公表が定められていた46補助金(適用対象補助金24補助金、適用対象外補助金22補助金)に係る1,018基金(28年度末基金保有額6270億円)について、地方公共団体等における基本的事項の公表状況をみたところ、86基金(1,018基金の8.4%、同458億円)は、公表されていなかった。一方、基本的事項の公表が定められていなかった24補助金(適用対象補助金2補助金、適用対象外補助金22補助金)に係る445基金(同3785億円)について、基本的事項ではないものの、基金の額、国庫補助金相当額等の基金の運営管理に関する事項の地方公共団体等における公表状況をみたところ、公表されていなかったものは216基金(445基金の48.5%、同2121億円)となっていた。

また、地方公共団体等において、基本的事項又は上記基金の運営管理に関する事項(これらを「基本的事項等」)が公表されていなかった計302基金のうち、4基金(同4301万円)は、府省及び地方公共団体等のいずれにおいても公表されていなかった。

ウ 保有割合等の報告に係る規定の整備状況等

前記の70補助金について、基金規模の妥当性を適切に確認するための基金事業に要する費用に対する保有金額等の割合(保有割合)等の報告に係る規定の整備状況をみたところ、適用対象補助金26補助金(28年度末基金保有額6844億円)については、規定がないものが6補助金(26補助金の23.0%、同2204億円)となっていた。一方、適用対象外補助金44補助金(同3211億円)については、規定がないものが36補助金(44補助金の81.8%、同2849億円)となっており、適用対象補助金と比べると、保有割合等を報告させることとしていないものの割合が高い状況となっていた。

また、28年度末対象基金1,463基金について、地方公共団体等による保有割合等の報告状況をみたところ、保有割合等の報告に係る規定がある計693基金のうち38基金(693基金の5.4%)は、報告されておらず、この中には、既に基金残額を国庫に返納することが義務付けられており保有割合を報告する必要がないものがあった一方で、報告することの認識が欠けているなどのも

のも見受けられた。そして、保有割合等を報告する必要がないものを除き報告されていなかつたものは、保有割合等の報告に係る規定がないものを含めると、計801基金(1,463基金の54.7%)となっていた。

さらに、文部科学、厚生労働両省が同一の交付要綱に基づき設置造成している安心こども基金において、所管別に区分して経理を行っていて相互に配分変更することができないこととなっているのに、これらを合算して保有割合を算定していたため、基金規模の妥当性を適切に確認できない状況となっていたものが、2補助金(同793億円)見受けられた。

エ 国庫返納に係る規定の整備状況等

改正適正化令によると、基金造成費補助金等の目的を達成するために必要がある場合に付する交付の条件として、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると各省各庁の長が認めた場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきことについての規定(終期前返納規定)を定めることとなっている。前記の70補助金について、終期前返納規定の整備状況についてみたところ、適用対象補助金26補助金(28年度末基金保有額6844億円)については、終期前返納規定が定められていないものが2補助金(26補助金の7.6%、同1414億円)となっていた。このうち厚生労働省所管の1補助金は、基金を保有する都道府県において、法令に基づき、基金拠出率を設定する際に、基金規模や将来のリスクを踏まえた検証が適切に実施されているとしていて、残りの1補助金は、基金の取扱要領の整備が遅れたとしていた。一方、適用対象外補助金44補助金(同3211億円)については、終期前返納規定が定められていないものが19補助金(44補助金の43.1%、同1827億円)となっており、適用対象補助金と比べると、定められていないものの割合が高い状況となっていた。

また、前記の24年度から28年度までに存在した3,918基金のうち岩手、宮城、福島各県等に設置造成された基金を除く3,671基金について、24年度から28年度までの間における国庫返納の状況等をみたところ、国庫返納の実績のないものが2,608基金となっていた。また、国庫返納の実績のある1,063基金についてみると、国庫返納件数は1,336件、国庫返納額は計3162億円となっていた。これらの返納理由をみると、終期の到来に伴うものが1,019件(1,336件の76.2%)、計2060億円(3162億円の65.1%)、基金規模の見直しに伴うものが156件(同11.6%)、計894億円(同28.2%)となっていた。このように、基金規模の見直しに伴う国庫返納件数は全体の1割強で、これらは全て終期前返納規定が定められている国庫補助金等に係る国庫返納となっていた。

(3) 基金規模等の状況

28年度末対象基金1,463基金のうち、基金の設置造成後3か年度以上が経過していて、28年度末基金保有額が1000万円以上の取崩し型の基金405基金及び回転型の基金90基金について、本院において基金規模の状況がどのようにになっているか分析したところ、次のような状況となっていた。

ア 取崩し型の基金(基金を各事業の財源に充てることによって費消していくもの)

取崩し型の基金405基金について、過去3か年度の事業実績についてみたところ、過去3か年度において基金事業の事業実績がないものが16基金あった。また、基金保有倍率(28年度末基金保有額を26年度から28年度までの3か年度の平均事業実績額で除して得た数値)が10倍以上となっている基金が32基金となっていた。そして、これら計48基金(28年度末基金保有額117億円)のうち43基金は、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する基金事業であった。このうち、基金事業の事情により、過去3か年度において基金事業の実施に至らなかった又は当初の計画よりも基金事業の実施が少なかったとしていたものが29基金となっていて、その中には今後の基金の使用見込みが計画等において十分に示されていなかったものが10基金見受けられた。

イ 回転型の基金(貸付けなど基金を繰り返し回転させて使用するもの)

回転型の基金90基金について、過去3か年度における各年度末の基金造成総額に対する各年度末の資金残高の比率(繰越率)の3か年度平均(平均繰越率)を算定したところ、平均繰越率が50%以上のものが78基金(90基金の86.6%、28年度末基金保有額293億円)となっていた。そして、こ

これら78基金のうち2基金は、繰越率が毎年度高くなっているものの、今後も継続的な需要が予想されるなどとしていた。また、残りの76基金は、従前から、自主納付制度を設けて、基金規模を客観的に把握するために、毎年度、都道府県に余剰金の額を算定させて、余剰金の自主納付について検討させるといった基金規模の適正化に向けた取組が行われていた。しかし、依然として繰越率が高くなっている基金が見受けられることなどを踏まえて、76基金のうち48基金は、基金規模の適正化に向けて自主納付制度の運用の見直し中であるとしており、残りの28基金は、自主納付制度が都道府県において十分に活用されているかについて所管する農林水産省(水産庁)において十分に確認できていないなどの状況となっていた。

4 所見

各府省は、次の点に留意して、地方公共団体等と十分に連携し、基金事業が適切かつ有効に実施され、使用見込みの低い基金については国庫返納を促すことなどについて努める必要がある。

ア 改正適正化令の適用状況等

(ア) 基金事業としての性質の該当性の状況等

各府省は、今後も改正適正化令の趣旨を踏まえて、基金事業として実施されている事業が基金事業の性質に該当しているか、事業ごとに又は国庫補助金等ごとに確認するなどして、基金により事業を実施する必要があるか不断に検討すること。農林水産省は、2補助金の基金事業について、基金によることなく事業を実施することの可否について十分に検討すること

(イ) 基金の基本的事項の公表に係る規定の整備状況等

各府省は、適用対象補助金について、交付要綱等に基本的事項の公表を定めることについて十分に留意すること。適用対象外補助金についても、基金の透明性を高めて、国民への説明責任を果たすために、基本的事項の公表を定めることについて検討すること。また、交付要綱等において公表が定められているのに、公表されていなかったなどの基金について、地方公共団体等に対して、基本的事項を適時適切に公表するよう周知徹底するとともに、各府省においても公表対象を十分に把握するなどして基金に関する情報を適時適切に公表するよう留意すること

(ウ) 保有割合等の報告に係る規定の整備状況等

各府省は、適用対象補助金はもとより、適用対象外補助金であっても、地方公共団体等と協議を行い、保有割合等を報告させるなどして基金規模を客観的に把握し、基金規模の妥当性を適切に確認すること。また、各府省は、保有割合等の報告に係る規定がある基金について、地方公共団体等が報告していないことの事情等を十分に把握した上で、保有割合等を報告せるよう周知徹底すること。文部科学、厚生労働省は、所管別に区分して経理が行われている安心こども基金について、基金規模の妥当性を適切に確認できるようにするために、所管別に保有割合等を算定すること

(エ) 国庫返納に係る規定の整備状況等

厚生労働省は、適用対象補助金であるが終期前返納規定が定められていない1補助金について、国費の適正かつ効率的な使用の観点等から、基金規模が過大であると認められる場合に、速やかに国庫補助金等相当額の国庫返納が行われるようにするために、終期前返納規定を整備することについて、適切に検討すること。また、各府省は、適用対象外補助金についても、基金の見直しにより基金規模を適正化するために、終期前返納規定を整備していない場合は、終期前返納規定を整備することについて検討すること

イ 基金規模等の状況

各府省は、基金の実際の使用実績や具体的な根拠資料等により今後の使用見込みを十分に把握したり、基金規模を客観的に把握できるよう保有割合等を報告せたりするなどして、引き続き基金を保有することの妥当性及び基金規模の妥当性を十分に確認等すること

本院としては、今後とも国庫補助金等により地方公共団体等に設置造成された基金について引き続き注視していくこととする。